

株 主 各 位

電子提供措置の開始日 2023年6月5日

第12回定時株主総会招集ご通知
交付書面への記載を省略した事項

第12期（自2022年4月1日至2023年3月31日）

- 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」… 1頁
- 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」…………… 10頁
- 連結計算書類の「連結注記表」…………… 11頁
- 計算書類の「株主資本等変動計算書」…………… 25頁
- 計算書類の「個別注記表」…………… 26頁

大正製薬ホールディングス株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の定めに基づき、株主様へご送付している書面には記載しておりません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制の概要

当社は、2015年4月30日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針(「内部統制システムの整備に関する基本方針」)を一部改定する決議をいたしました。

改定後の当該基本方針の内容は、次のとおりであります。

I 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法第362条第4項第6号)

当社は、当社及びその子会社から成る企業集団(以下「大正製薬グループ」という。)を統括し、経営に関する管理・監督機能を担う持株会社としてグループ統治を行う。かかる目的をよりよく遂行するため、当社は、大正製薬グループ全体として、企業の社会的責任及び株主その他の利害関係人との関係を考慮しつつ、企業価値の向上を図ることを旨とし、以下に従い、当社において取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を構築する。

- (1) 当社は、取締役会が大正製薬グループの経営の基本方針を決定し、基本方針の執行を監視する義務を果たす。取締役は、法令を遵守し、善管注意義務を尽くして基本方針に基づき職務を執行する。また、取締役は、併せて、社内各機関の役割分担と連携に留意しつつ、大正製薬グループにおける情報の共有と株主及び社会への適切な情報開示を行う。
- (2) 取締役は、大正製薬グループが、健康と美を願う生活者に納得していただける優れた医薬品・健康関連商品、情報及びサービスを、社会から支持される方法で創造・提供することにより、社会へ貢献するとの経営理念、企業風土たる紳商に基づく行動原則を定めた企業行動宣言、さらにこれらを具現化した全社行動指針を実践する。
- (3) 取締役会は、以上に従い、当社及び大正製薬グループ各社について、法令の遵守、財務報告の信頼性確保、業務の効率化、資産の保全等の観点から、有効かつ実効的な内部統制が確保されるよう体制の整備を行う。

II 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第3号)

当社の経営陣の規模は、大正製薬グループの事業環境、経営戦略、経済情勢または法令等の変化に機敏に対応できる規模とする。取締役会が大正製薬グループの経営の基本方針と戦略ならびに重要な業務執行にかかる事項を決定し、業務を担当する取締役が職務を執行するという機関相互間における役割の分担と連携により、職務執行の集中と効率化を図る。また、組織規程及び職務分掌規程に従って職務執行を行うことにより、職務執行の効率化を図る。

III 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則第100条第1項第1号)

当社は、株主総会、取締役会その他主要会議の決定のプロセス及びその重要な決定事項の執行について、文書管理規程、電子化情報管理規程等の規程体系を整備し、書面または電磁的記録媒体に記録し保存すること及び使用人に対する教育・モニタリングを実施すること等により、情報の保存及び管理を適正に行う。また、当社は、子会社に対し、取締役の職務の執行に係る事項について、当社と同様に電磁的記録媒体を含む情報の適切な保存及び管理がなされるよう、その支援を行う。

IV 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第4号)

1. 代表取締役社長は、大正製薬グループとしての企業行動宣言及び全社行動指針を策定し、法令の遵守に関する基本方針を表明する。また、当社は、以下のようなコンプライアンス体制を整備することにより、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう図る。
 - (1) 「コンプライアンス規程」を策定することにより、コンプライアンス活動の組織体制及び運営方法を明確にする。「コンプライアンス規程」については、部署長の責任において指導及び教育を実施し、かつ、コンプライアンス活動が適切に行われているかを評価、検証し、またその改善を図る。
 - (2) 使用人は誰でも、業務遂行過程において、法令・規則・定款等との適合性を疑わせるような事態に直面した場合は、法務部または必要に応じて弁護士の意見を求めることができることとし、また、コンプライアンスに関する相談、通報制度として電話、電磁的方法又は書面による社内・社外ホットラインを設置する等の体制を整備し、コンプライアンスの実効性を図る。
 - (3) 上記企業行動宣言、全社行動指針及び規程等について、不断の改善を怠らず改めるべき点は遅滞なく改善するとともに、これらが継続して遵守されるよう、教育研修活動を実践する。

2. 当社は、反社会的勢力に対しては、対応部署の設置、外部専門機関等との連携、反社会的勢力に関する情報の収集等、不当・不法な要求に対して毅然として排除する体制を整備するとともに、反社会的勢力と一切の関係を遮断する。

V 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則第100条第1項第2号)

当社は、損失の危険に対応できるよう、規程を整備し、リスクマネジメント統括部署が、当社各部署を統括管理する体制を構築する。

- (1) 損失の危険のうち、経営に関するリスクについては、当社の取締役会、経営諮問会議が対処し、各部署を管理及び支援する。
- (2) 大正製薬グループに重大な影響を与える当社の上記(1)以外のリスク、大規模自然災害、大規模事故等については、リスクマネジメント統括部署が主導するリスク対応体制を整備する。
- (3) 上記(1)(2)以外の、各部門及び部署が対処することが相当と判断されるリスクについては、各部門及び部署がリスクを洗い出し、評価及び検討のうえ、リスク対応体制を整備する。リスクマネジメント統括部署はそれらの活動に関し、点検・助言・指導を行う。
- (4) 損失のリスクが現実化した場合は、当該リスクに関係する部署が協力して対応する。
- (5) 法令違反、製品の品質、情報セキュリティ、機密情報(個人情報を含む)流出、売掛金回収、環境、外国法令等に起因する損失のリスクについても、それぞれを所管する関係部署等が、各会社のリスクマネジメント統括部署の助言・指導の下、リスクへの対応策を構築・整備する他、それぞれの分野について規程またはガイドライン等を定めるとともに、研修、教育、マニュアルの配布等を行い使用人に周知徹底を図る。

Ⅶ 当該株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 (会社法施行規則第100条第1項第5号)

1. 当社は、関係会社管理規程を制定し、当該子会社の性質(上場・非上場、国内・海外、当社の出資比率等)及び規模等に応じ、以下のとおり大正製薬グループとしての業務の適正を確保する体制を構築する。
 - (1) 子会社が会社法上の大会社に相当する場合は、当社の内部統制体制に準じた当該子会社の内部統制体制を整備する。その他の大正製薬グループ各社に対しては、当社の支配の状況、各会社の業務の内容、各会社に適用される法令の内容等を精査し、当該会社毎に業務の適正を確保するための体制を検討する。
 - (2) その上で、持株会社として、統一的に管理する部分と分別管理する部分を見極め、大正製薬グループにおける業務の適正を確保するため、情報伝達手段、監査制度の充実等を柱とする体制を構築する。
2. (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
当社は、子会社に、当社に対して事業内容全般及び重要な個別的業務の内容の報告を、定期的にまたは必要に応じて随時、会議または報告書によって行わせるため、子会社の性質に応じた体制を子会社との間で構築する。
 - (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、グループの危機管理として、大正製薬グループ全体に関する損失の危険に対応できるよう規程を整備し、当社のリスクマネジメント統括部署が子会社のリスクマネジメント担当部署を統括管理する体制を構築する。また、損失のリスクが現実化した場合は、当該リスクに関係する当社及び子会社の関係部署が協力して対応する体制を構築する。
 - (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社が大正製薬グループ全体の事業遂行にかかる方針を決定し、各子会社がある方針に従って事業を遂行するというグループ会社間における役割の分担と連携によって、協業体制による業務の専門化、及び事業遂行の集中・効率化を図る。また、当該目的の為、当社の専門部署が子会社の取締役等と協力して、各担当分野に関する具体的な業務執行における効率化・改善の推進を行う。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、子会社の事業運営について、事業に関わる各種の法令、ガイドライン、その他の規範違反等の発生を防止するため、実効性のある子会社のコンプライアンス体制の構築に協力し、子会社の性質、必要性に応じ、情報の収集・提供、事業の点検及びモニタリング並びに必要な支援を行う。
- ② 当社は、子会社にも、当社と同様の反社会的勢力排除の体制を取らせるよう管理及び支援する。

Ⅶ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第1号)

当社は、監査役室を設置し、監査役の職務を補助すべき専任の使用人を置く等、監査役及び監査役会の業務を支援する体制を構築する。

Ⅷ 上記Ⅶの使用人の取締役からの独立性に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第2号)

当社は、監査役を補助する使用人の取締役からの独立性を確保するため、「監査役室規程」により、監査役と協議のうえ当該使用人を専任として配属するものとし、また当該使用人の人事考課、異動、懲戒等に関しては監査役の意見を尊重するものとする。

Ⅸ 監査役の上記Ⅶの使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第3号)

監査役を補助する使用人に対する監査役の指示の実効性を確保するため、監査役は、「監査役室規程」により、法令、規則、定款等の定めに従い、当該使用人を指揮、監督し、当該使用人は監査役の指揮、監督に服する。また、取締役及び使用人は、当該使用人の行為に対して改善を申し入れる場合は、監査役を通じて行うものとする。

X ①取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、②子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制、③その他の監査役への報告に関する体制(会社法施行規則第100条第3項第4号)

「監査役・監査役会への情報伝達及び報告等に関する規程」に基づき、取締役及び使用人から監査役への報告体制を整備する。

- (1) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査役会又は監査役に対して報告する体制並びに子会社の取締役、監査役及び使用人から報告を受けた当社の取締役又は使用人が当社の監査役会または監査役に対して報告する体制
- (2) 当社の監査役が当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して質問し、または書類若しくは資料の提出を求めた場合の取締役、監査役及び使用人の対応に関する体制
- (3) 監査役が、当社の社内会議への出席等が必要と判断した場合の会議への出席、及びそれら会議の議事録の閲覧、監査に関する体制

また、監査役は、会計監査人、その補助者及び監査部等と、必要な範囲で業務の連携と情報の共有化を図る。

XI 上記Xを報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第5号)

当社は、不正行為等の早期発見と是正を図るため、上記Xの報告をした者が当該報告をしたことを理由として、その者に対して解雇、降格、減給、労働者派遣契約の解除その他の不利益な取扱いや嫌がらせを行うことを禁止し、また、嫌がらせ等の行為を行った者に対して就業規則に従った処分を科すことを当社及び子会社にて徹底する。

XII 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第6号)

当社は、監査役が、監査役監査の円滑かつ効果的な運営に資することを目的として、会社の費用負担において、独自に調査を実施し、その他の適切な措置をとることを認める。また、監査役が弁護士、公認会計士、その他の外部専門家の意見を聴取した場合には、監査業務に必要なとは認められない場合を除き、その費用を負担する。

XII その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第7号)

監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、下記情報または事実について、「監査役・監査役会への情報伝達及び報告等に関する規程」に基づき当社の監査役による当社及び子会社へのアクセス並びに当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人から当社監査役への伝達・報告が十分に為される体制を整備する。

- (1) 大正製薬グループに著しい損害を及ぼす可能性が生じた場合またはかかる損害が発生した場合はその事実
- (2) 職務遂行に関して法令、定款違反や不正行為が発生する可能性が生じた場合またはかかる違反等が発生した場合はその事実
- (3) 製品の安全性、情報セキュリティ、環境等に関する問題が発生する可能性が生じた場合またはかかる問題が発生した場合はその事実
- (4) その他上記(1)ないし(3)に準じる事項が発生する可能性が生じた場合またはかかる事項が発生した場合はその事実

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

・職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業風土たる紳商に基づく行動原則を定めた企業行動宣言、及びこれらを具現化した全社行動指針を策定し、法令の遵守に関する基本方針を表明し、また実践しています。

また、コンプライアンスに関する相談、通報制度として電話、電磁的方法又は書面による社内・社外ホットラインを設置するなどの体制を整備し、コンプライアンスの実効性を図っています。

当期は、取締役会を14回開催し、重要事項について審議・決定したほか、主要部門を担当する取締役等から職務の執行の状況について報告を受けました。

・職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、組織及び職責等に関する規程、職務分掌規程及び申請規程に従って職務執行を行うことにより、職務執行の効率化を進めています。

・職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、機密情報管理規程、電子化情報管理規程等、情報の保存・管理に関する規程体系を整備し、運用しています。

また、情報管理に関する教育、モニタリングを実施することなどにより、情報の保存及び管理を適正に行っています。

・損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、損失の危険に対応できるよう、危機管理規程を整備し、リスクマネジメント統括部署が、各部門を統括管理する体制を構築しています。

また、各部門及び部署が対処することが相当と判断されるリスクについては、各部門及び部署がリスクを洗い出し、評価及び検討のうえ、リスク対応体制を整備し、運用しています。

・企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程を制定し、子会社の性質(上場・非上場、国内・海外、当社の出資比率等)及び規模等に応じ、大正製薬グループとしての業務の適正を確保する体制を整備し、グループへの周知を図り、運用を行っています。

・ 監査役に関連する体制

当社は、監査役室を設置し、監査役及び監査役会の業務を支援する体制を構築しています。

また、監査役は、「監査役室規程」により、監査役の職務を補助する使用人を指揮、監督しています。

更に、「監査役・監査役会への情報伝達及び報告等に関する規程」に基づき、取締役及び使用人から監査役への報告体制を整備し、適宜報告しています。

当期においては、監査役会を13回開催しました。

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2022年4月1日 期首残高	30,000	－	702,984	△21,033	711,950
連結会計年度中の変動額					
新株予約権の行使		△0		3	3
自己株式の取得				△34	△34
利益剰余金から資本剰余金への振替		0	△0		－
剰余金の配当			△8,205		△8,205
親会社株主に帰属する当期純利益			18,997		18,997
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減				0	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	10,792	△29	10,762
2023年3月31日 期末残高	30,000	－	713,776	△21,063	722,712

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
2022年4月1日 期首残高	25,586	8,488	1,371	35,447	753	19,806	767,957
連結会計年度中の変動額							
新株予約権の行使							3
自己株式の取得							△34
利益剰余金から資本剰余金への振替							－
剰余金の配当							△8,205
親会社株主に帰属する当期純利益							18,997
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減							0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	7,846	18,204	1,534	27,586	68	2,969	30,624
連結会計年度中の変動額合計	7,846	18,204	1,534	27,586	68	2,969	41,386
2023年3月31日 期末残高	33,433	26,693	2,906	63,033	821	22,776	809,343

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 30社
- ・主要な連結子会社の名称 大正製薬(株)
UPSA社
ハウザン製薬
ビオフェルミン製薬(株)
大正オソサパ(株)

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 インドネシア大正(株)
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社の数 2社
- ・主要な会社等の名称 養命酒製造(株)

② 持分法を適用していない非連結子会社の状況

- ・主要な会社等の名称 インドネシア大正(株)
- ・持分法を適用しない理由 持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、且つ、重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

大正製薬㈱及びビオフェルミン製薬㈱他5社の決算日は3月31日ですが、その他の連結子会社23社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。なお、連結決算日との間に重要な取引が生じた場合、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 主として移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合 組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

(ロ) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

(ハ) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、商品、半製品、仕掛品 総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品 最終仕入原価法
ただし、販促物品については移動平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- (イ) 有形固定資産
(リース資産を除く) 国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は定額法によっております。ただし、国内連結子会社については、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
- (ロ) 無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法を採用しております。販売権及び商標権は、経済的耐用年数(5年～20年)に基づいて償却しております。自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年～10年)に基づいて償却しております。
- (ハ) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- (イ) 貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (ロ) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- (ハ) 役員退職慰労引当金 役員及び執行役員等の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

(イ) 製商品の販売

製商品の販売は、製商品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製商品の法的所有権、物理的占有、製商品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客が当該製商品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製商品の着荷時点で売上収益を認識しております。

製商品は、販売数量や販売金額等の一定の目標の達成を条件としたリベート等を付けて販売される場合、また、顧客に返品権を付して販売する場合があります。

その場合の取引価格は、顧客との契約において約束された対価からリベート及び返品等の見積りを控除した金額で算定しております。

リベート及び返品等の見積りは過去の実績等に基づく最頻値法を用いており、売上収益は重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

製商品の販売に係る対価は、顧客へ製商品を引き渡した時点から主として1年以内に受領しております。

なお、重大な金融要素は含んでおりません。

(ロ) ライセンス収入及びロイヤルティ収入

ライセンス収入は、当社グループが第三者との間で締結した開発品又は製品の開発・販売権等に関するライセンス契約等に基づいて受領した契約一時金、マイルストーンによる収入であります。

ライセンス契約等において、履行義務が一時点で充足される場合には、開発権・販売権等を付与した時点で契約一時金を売上収益として認識し、契約上定められたマイルストーンが達成された時点でマイルストーンによる収入を売上収益として認識しております。

履行義務が一定期間にわたり充足される場合には、当該対価を契約負債として計上し、個々の契約ごとに決定した開発協力等の履行義務の充足に関する進捗度の測定方法に従い、契約一時金、マイルストーンによる収入を予想される契約期間等の一定期間にわたり売上収益として認識しております。

なお、マイルストーンによる収入は、事後に重大な戻入れが生じる可能性を考慮し、契約上定められたマイルストーンが達成された時点から売上収益として認識しております。

ロイヤルティ収入は、契約相手先の売上収益等を基礎に算定されたライセンス契約等における対価であり、契約相手先の売上収益等の発生と履行義務の充足のいずれか遅い時点で、売上収益として認識しております。

ライセンス収入及びロイヤルティ収入は、契約に基づく権利の確定時点から、主として1年以内に受領しております。

なお、重大な金融要素は含んでおりません。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内の合理的な年数で定額法により償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 固定資産の減損

- ・当連結会計年度計上額

有形固定資産合計 141,170百万円

無形固定資産合計 238,492百万円

(うち、UPSA社に係るのれん101,376百万円、商標権47,401百万円)

- ・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループでは、資産又は資産グループに減損の兆候がある場合には、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と固定資産の帳簿価額を比較し、減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。減損損失を認識すべきであると判断した資産又は資産グループについては、将来キャッシュ・フロー等に基づいて算定した使用価値あるいは正味売却価額まで帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

当連結会計年度において、UPSA社に係る資産グループについて減損の兆候があるものの、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから、減損損失の認識は不要であると判断しました。割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、同社の事業計画と、その後の期間における市場の成長率の範囲内で見積った将来キャッシュ・フローの成長率に基づいて行っています。事業計画では、一部の市場の成長及び市場シェア拡大施策による主要製品の売上増加や、製造原価等の削減を見込んでいます。

将来キャッシュ・フローの見積りに使用した主要な仮定は、一部の市場の成長見込み、市場シェア拡大見込みや、製造原価等の削減見込み、ならびに事業計画後の成長率です。

将来キャッシュ・フローの見積りにおいて用いた仮定は現時点の最善の見積りであるものの、将来の不確実な経済状況及び当社グループの経営状況によっては、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響が生じる可能性があります。

(2) 非上場株式の評価

- ・当連結会計年度計上額

投資有価証券(非上場株式) 2,320百万円

- ・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、非上場企業に対して、将来の成長による超過収益力を見込んで、1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて相当程度高い価額での投資を行うことがあります。当該非上場株式の評価に当たっては、当該株式の投資時の超過収益力を反映した実質価額が著しく低下した場合、減損処理を行います。

投資時における超過収益力の減少の有無を判断するため、各非上場企業の投資時の事業計画の達成状況や、将来の成長性に関する見通しを総合的に検討しており、その主要な仮定は、事業計画に含まれる売上高の成長見込み等です。

投資時における超過収益力の減少の有無の判断に用いた仮定は現時点の最善の見積りであるものの、将来の不確実な経済状況によっては、減損損失が発生する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

① 担保に供している資産（帳簿価額）

現金・預金（定期預金） 504百万円

② 担保に係る債務（帳簿価額）

流動負債その他（短期借入金） 642百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 262,156百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
発行済株式				
普通株式	85,139千株	－	－	85,139千株
合 計	85,139千株	－	－	85,139千株
自己株式				
普通株式	3,154千株	(注1) 6千株	(注2) 0千株	3,160千株
合 計	3,154千株	6千株	0千株	3,160千株

(注) 1. 単元未満株式の買取りによる増加6千株であります。

2. ストック・オプションの権利行使による減少0千株、持分法適用会社が保有する親会社株式(当社株式)の当社帰属分の減少0千株であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定 時 株 主 総 会	普通株式	4,102	50	2022年3月31日	2022年6月30日
2022年11月10日 取 締 役 会	普通株式	4,102	50	2022年9月30日	2022年12月5日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2023年6月29日開催予定の第12回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 4,102百万円
- ・ 1株当たり配当額 50円
- ・ 基準日 2023年3月31日
- ・ 効力発生日 2023年6月30日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 110,600株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社及び連結子会社は、資金運用については資金管理要綱に基づき短期的な預金及び安全性の高い金融資産に限定しております。また、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。デリバティブ取引については、投機的な取引は行わない方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、当該リスクに関しては、与信管理規程に沿って残高管理を行いリスクの低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主として、純投資及び中長期的な企業価値の向上を目的とした株式、余剰資金の運用を目的とした社債(劣後債及びリパッケージ債等)であります。発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されておりますが、取組方針に従い信頼性の高い発行体に限定しており、リスクは限定的と考えております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。(注) 参照) また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形・売掛金、支払手形・買掛金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 有価証券			
その他有価証券	200	200	—
② 投資有価証券			
その他有価証券	147,384	147,384	—
③ 関係会社株式	12,691	6,164	△6,527

(注) 非上場株式(投資有価証券 連結貸借対照表計上額2,320百万円、関係会社株式 連結貸借対照表計上額67百万円)、投資事業組合出資金(投資有価証券 連結貸借対照表計上額952百万円)は、時価開示の対象としておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	84,963	—	—	84,963
社債	—	—	62,621	62,621
資産計	84,963	—	62,621	147,584

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

一方で、当社が保有している社債は、活発な市場における相場価格がないため、主として元利金の合計額を市場金利に信用スプレッドを加味して割り引いた時価を用いております。重要なインプットである信用スプレッドの観察可能性を勘案し、その時価をレベル3の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、売上高を財又はサービスの種類別及び地域別に分解しております。

分解した売上高と報告セグメントとの関連は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	セルフメディケーション事業	医薬事業	
財又はサービスの種類別			
製商品の販売	261,639	37,343	298,983
ライセンス収入及びロイヤルティ収入	－	212	212
その他	994	－	994
顧客との契約から生じる収益	262,634	37,556	300,190
その他の収益	1,077	113	1,191
外部顧客への売上高	263,711	37,669	301,381
地域別（注）			
日本	135,977	37,511	173,488
アジア	64,282	8	64,291
ヨーロッパ・アフリカ	61,227	－	61,227
その他	1,147	36	1,183
顧客との契約から生じる収益	262,634	37,556	300,190
その他の収益	1,077	113	1,191
外部顧客への売上高	263,711	37,669	301,381

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた売上債権、契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首 (2022年4月1日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
顧客との契約から生じた債権		
受取手形・売掛金	53,676	52,300
貸倒引当金	△411	△375
契約負債（流動負債）	246	209
契約負債（固定負債）	550	350

(注) 当期首時点の契約負債残高のうち、認識した収益の額は208百万円であります。また、過去の期間に充足又は部分的に充足した履行義務について、売上収益に認識した金額は8百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

契約負債は主に、当社グループが第三者との間で締結した開発品の開発・販売権などに関する一部のライセンス契約において生じたものであります。また、契約負債には、製商品の販売に係る顧客からの前受金が含まれております。

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

なお、個別の予想契約期間が1年以内の取引は含まず、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要なものはありません。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2023年3月31日)
1年以内	209
1年超3年以内	350
3年超	—
合計	559

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	9,584円70銭
(2) 1株当たり当期純利益	231円73銭

9. その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2022年4月1日 期首残高	30,000	15,000	510,671	525,671	24,221	24,221	△20,490	559,403
事業年度中の変動額								
新株予約権の行使			△0	△0			3	3
自己株式の取得							△34	△34
剰余金の配当					△8,205	△8,205		△8,205
当期純利益					6,011	6,011		6,011
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)								
事業年度中の変動額合計	－	－	△0	△0	△2,194	△2,194	△30	△2,224
2023年3月31日 期末残高	30,000	15,000	510,671	525,671	22,027	22,027	△20,520	557,178

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2022年4月1日 期首残高	25,299	25,299	753	585,455
事業年度中の変動額				
新株予約権の行使				3
自己株式の取得				△34
剰余金の配当				△8,205
当期純利益				6,011
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	7,557	7,557	68	7,626
事業年度中の変動額合計	7,557	7,557	68	5,401
2023年3月31日 期末残高	32,857	32,857	821	590,857

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 引当金の計上基準

賞与引当金 従業員賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社は持株会社であり、グループ全体の統括会社として、経営戦略立案機能を担い、各事業や国内外への効果的な経営資源の配分を行うとともに、グループ会社に対して各種サービスを提供する義務を負っており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「連結注記表 2. 会計方針の変更に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

区分表示されたもの以外の関係会社に対する金銭債権債務

① 短期金銭債権	3,066百万円
② 短期金銭債務	175百万円
③ 長期金銭債権	560百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業収益	5,540百万円
② 営業費用	868百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	3,085千株	(注1) 6千株	(注2) 0千株	3,091千株

- (注) 1. 単元未満株式の買取りによる増加6千株であります。
2. ストック・オプションの権利行使による減少0千株であります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	△16百万円
賞与引当金	16百万円
投資有価証券評価損	1,515百万円
関係会社株式の税務上の簿価修正額	106,944百万円
関係会社株式評価損	4,154百万円
その他有価証券評価差額金	289百万円
新株予約権	80百万円
その他	22百万円
繰延税金資産小計	113,006百万円
評価性引当額	△112,613百万円
繰延税金資産合計	392百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△12,596百万円
繰延税金負債合計	△12,596百万円
繰延税金資産(負債)の純額	△12,203百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率 (調整)	30.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△22.5%
その他	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>8.4%</u>

7. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	大正製薬(株)	所有 直接100.0%	役員の兼任 出向者の受入 資金の貸付	資金の貸付 (注1)	-	関係会社 長期 貸付金	80,000
				利息の受取 (注1)	800	未収入金	3,040
				出向者人件費の支払 (注2)	695	未払金	121

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 貸付金の利率については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。
2. 出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。

8. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (3) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	7,191円36銭
(2) 1株当たり当期純利益	73円26銭

10. その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。